

令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 前橋市地域公共交通活性化協議会  
住 所 前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号  
代表者氏名 会長 吉田 樹

### 地域公共交通計画変更認定申請書

令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 8 年 月 日

○ 変更箇所

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

交通不便地域等の人口 (変更前) 21,905 人 (変更後) 23,470 人

交通不便地域等の内訳

人口 (変更前) 21,905 人 (変更後) 23,470 人

対象区域

(変更前) 群馬県前橋市城南地区、永明地区、上川淵地区、下川淵地区  
(東日本旅客鉄道(株)両毛線駒形駅及び日本中央バス(株)城南運動公園線、永井運輸(株)東大室線・前橋玉村線、(株)群馬バス日赤病院高崎線、玉村町たまりん北コース、いせさきしコミュニティバス「あおぞら」波志江・赤堀・あずま連絡バス・東西シャトルバスの停留所から半径 1 キロの区域を除く)

(変更後) 群馬県前橋市城南地区、永明地区、上川淵地区、下川淵地区(東日本旅客鉄道(株)両毛線駒形駅及び日本中央バス(株)城南運動公園線、永井運輸(株)東大室線・前橋玉村線・石関町前橋大島線、(株)群馬バス日赤病院高崎線、いせさきしコミュニティバス「あおぞら」波志江・赤堀・あずま連絡バス・東西シャトルバスの停留所から半径 1 キロの区域を除く)

○ 変更理由

玉村町たまりん北コース運行終了に伴う交通不便地域再指定のため、及び永井運輸(株)石関町前橋大島線の記載漏れに伴う追記のため

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

変更前

市区町村名	前橋市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	21,905

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
21,905	群馬県前橋市城南地区、永明地区、上川淵地区、下川淵地区(東日本旅客鉄道(株)両毛線駒形駅及び日本中央バス(株)城南運動公園線、永井運輸(株)東大室線・前橋玉村線、(株)群馬バス 日赤病院高崎線、玉村町 たまりん北コース、いせさきしコミュニティバス「あおぞら」波志江・赤堀・あずま連絡バス・東西シャトルバスの停留所から半径1キロの区域を除く)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
前橋市地域公共交通計画	令和8年4月	
前橋市利便増進実施計画	令和3年9月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
2. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計を記載すること。
3. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
4. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
5. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合には、当該特例の適用開始年度を記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

変更後

市区町村名	前橋市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	23,470

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
23,470	群馬県前橋市城南地区、永明地区、上川淵地区、下川淵地区(東日本旅客鉄道(株)両毛線駒形駅及び日本中央バス(株)城南運動公園線、永井運輸(株)東大室線・前橋玉村線・石関町前橋大島線、(株)群馬バス日赤病院高崎線、いせさきしコミュニティバス「あおぞら」波志江・赤堀・あずま連絡バス・東西シャトルバスの停留所から半径1キロの区域を除く)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
前橋市地域公共交通計画	令和8年4月	
前橋市利便増進実施計画	令和3年9月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
2. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(1))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計を記載すること。
3. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
4. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
5. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合には、当該特例の適用開始年度を記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

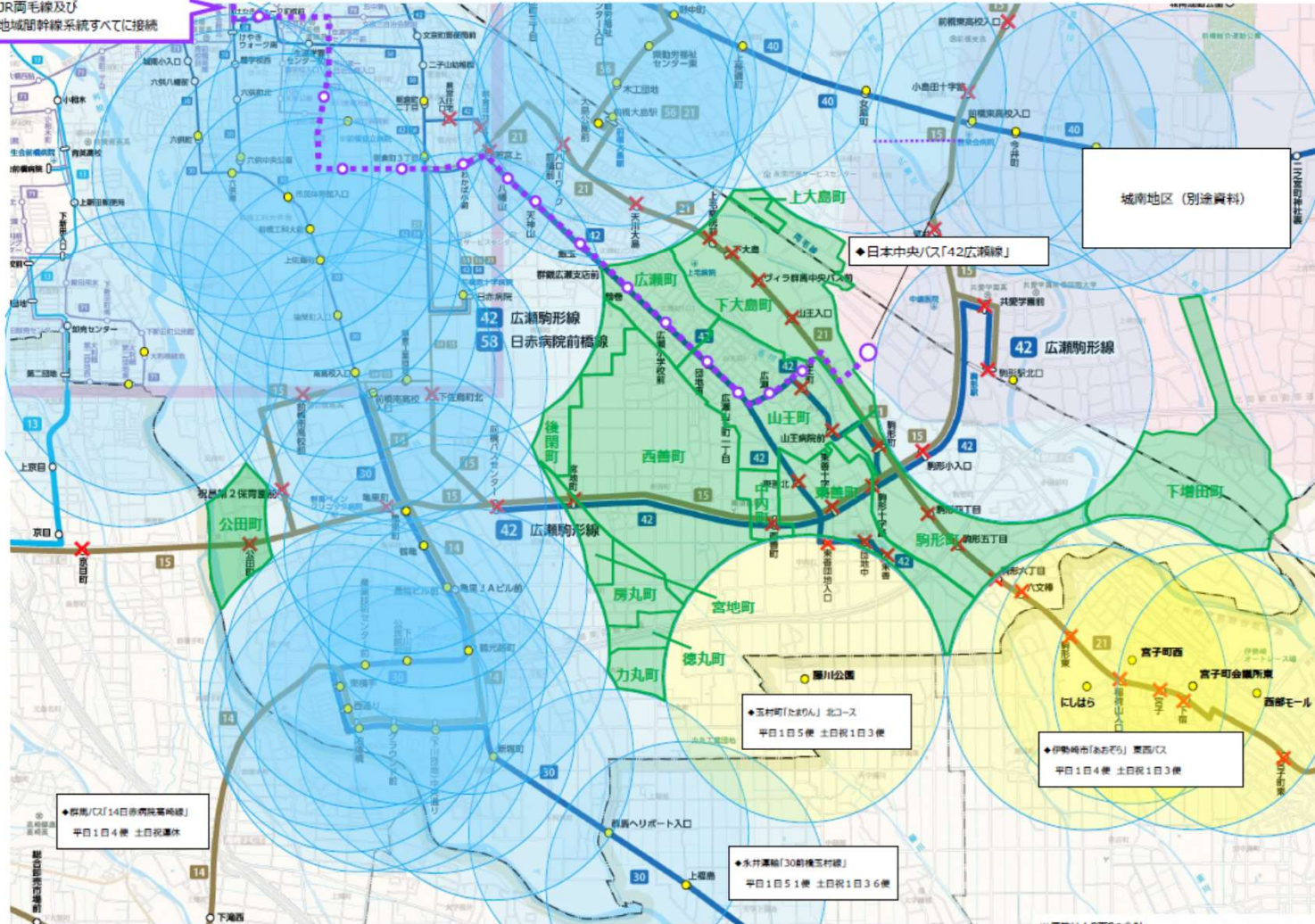
修正前

### 空白地域の位置 (永明地区・上川淵地区・下川淵地区)

バス停から半径1 kmの円 交通空白地域 (約19.4㎡ 14,954人※別添資料掲載のとおり)

添付②

<結節ポイント>  
JR前橋駅でJR両毛線及び  
市内運行の地域間幹線系統すべてに接続



※便数は上り下りの合計  
※令和6年4月1日時点での情報を記載

修正後

### 空白地域の位置 (永明地区・上川淵地区・下川淵地区)

添付②

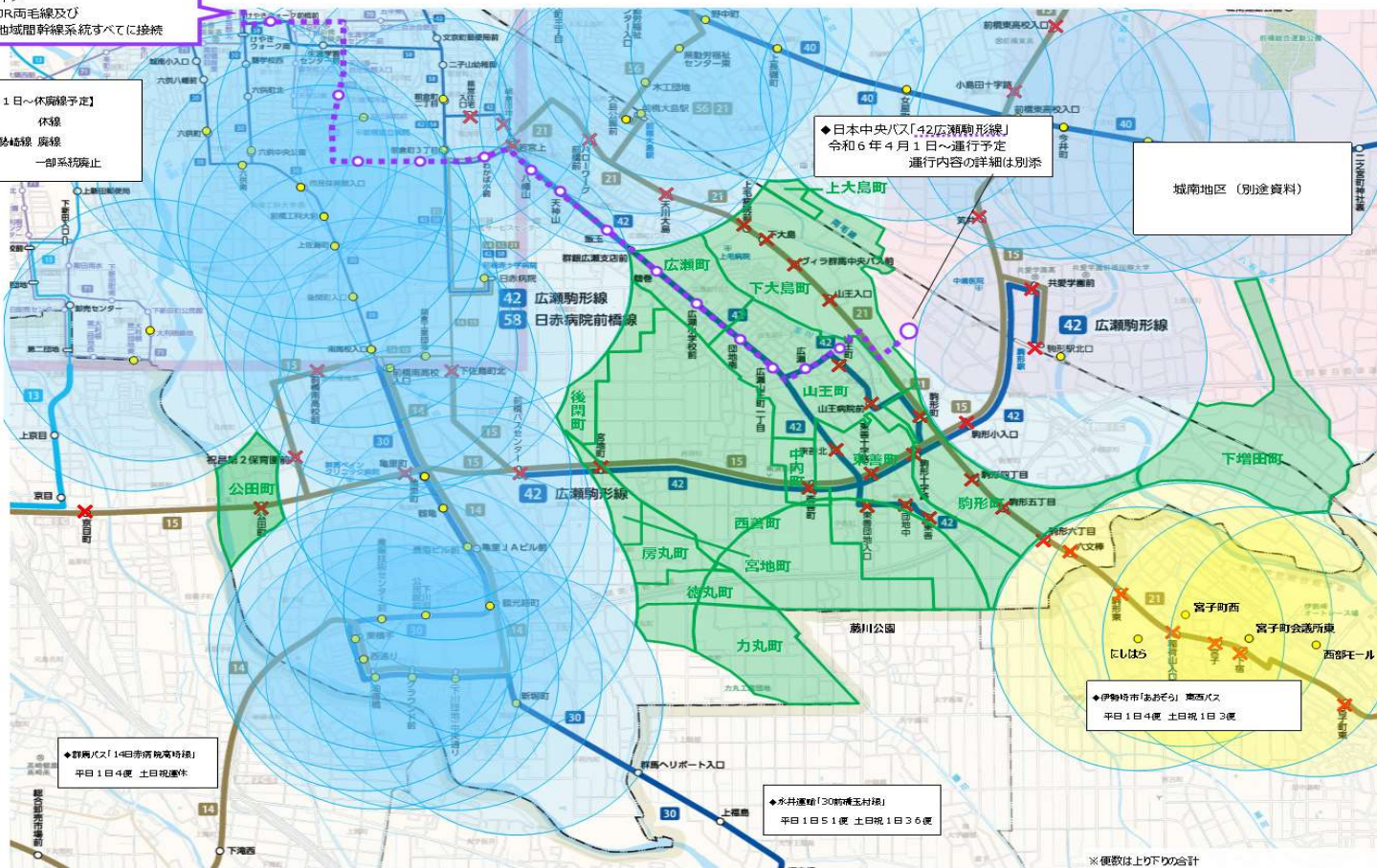
バス停から半径1kmの円 交通空白地域 (約19.4㌔ 15,221人 ※別添録出機数のため)

<結節ポイント>  
JR前橋駅でJR両毛線及び  
市内運行の地域間幹線系統すべてに接続

[令和5年4月1日~休廃線予定]  
15高崎大胡線 休線  
21日赤病院伊勢結線 廃線  
42広瀬駒形線 一部系統廃止

◆日本中央バス「42広瀬駒形線」  
令和6年4月1日~運行予定  
運行内容の詳細は別添

城南地区 (別途資料)



◆群馬バス「14日赤病院高崎線」  
平日1日4便 土日祝運休

◆水井運賃「30駒形玉村線」  
平日1日51便 土日祝1日36便

◆伊勢崎市「あおぞら」 専用バス  
平日1日4便 土日祝1日3便

※便数は上りの合計  
※令和5年4月1日時点での情報を記載 (予定含む)

## 公共交通不便地域人口算出（城南地区）

修正前

表5 添付③

	面積 (km <sup>2</sup> )	うち不便地域	不便地域割合	人口 (人)	不便地域人口
下大屋町	1.32	1.15	87.4%	541	473
泉沢町	1.94	1.91	98.3%	664	652
富田町	3.28	0.93	28.4%	2,466	701
荒口町	1.78	0.60	33.8%	1,003	339
荒子町	2.41	0.23	9.7%	1,469	143
西大室町	4.15	3.24	78.1%	1,284	1,003
東大室町	2.22	0.00	0.0%	534	0
飯土井町	1.58	0.52	33.1%	620	205
新井町	0.52	0.46	89.2%	271	242
神沢の森	0.53	0.53	100.0%	0	0
二之宮町	3.77	1.29	34.2%	2,862	980
今井町	1.32	0.02	1.3%	650	9
筑井町	1.29	0.78	60.1%	1,189	714
小屋原町	1.78	0.65	36.5%	1,589	580
上増田町	1.92	1.32	68.8%	1,321	908
鶴が谷町	0.20	0.00	0.0%	1,203	0
合計	30.00	13.64	45.5%	17,666	6,951

## 公共交通不便地域人口算出（城南地区）

修正後

表5 添付③

	面積 (km <sup>2</sup> )	うち不便地域	不便地域割合	人口 (人)	不便地域人口
下大屋町	1.32	1.15	87.4%	524	458
泉沢町	1.94	1.91	98.3%	659	647
富田町	3.28	0.93	28.4%	2,442	694
荒口町	1.78	0.60	33.8%	989	335
荒子町	2.41	0.23	9.7%	1,459	142
西大室町	4.15	3.24	78.1%	1,248	975
東大室町	2.22	0.00	0.0%	524	0
飯土井町	1.58	0.52	33.1%	609	202
新井町	0.52	0.46	89.2%	273	244
神沢の森	0.53	0.53	100.0%	0	0
二之宮町	3.77	1.29	34.2%	2,833	970
今井町	1.32	0.02	1.3%	653	9
筑井町	1.29	0.78	60.1%	1,184	711
小屋原町	1.78	0.65	36.5%	1,556	568
上増田町	1.92	1.32	68.8%	1,337	919
鶴が谷町	0.20	0.00	0.0%	1,199	0
合計	30.00	13.64	45.5%	17,489	6,875

## 公共交通不便地域人口算出（永明・上川淵・下川淵地区）修正前

添付②

	面積 (km <sup>2</sup> )	うち不便地域	不便地域割合	人口 (人)	不便地域人口
上佐烏町	1.64	0.00	0.0%	1,672	0
櫛島町	0.47	0.00	0.0%	495	0
朝倉町	2.23	0.00	0.0%	4,759	0
後閑町	1.37	0.32	23.0%	1,039	239
下佐烏町	0.80	0.00	0.0%	583	0
宮地町	0.63	0.19	30.9%	707	218
西善町	2.25	1.91	84.9%	2,033	1,726
山王町	0.92	0.92	100.0%	4,056	4,056
中内町	0.81	0.17	21.2%	896	190
東善町	0.90	0.58	64.4%	1,528	984
広瀬町	0.85	0.42	49.1%	6,319	3,103
小計（上川淵地区）	12.87	4.51	35.0%	24,087	10,517
公田町	1.22	0.29	23.7%	839	199
横手町	0.79	0.00	0.0%	878	0
亀里町	2.31	0.00	0.0%	1,832	0
鶴光路町	0.61	0.00	0.0%	836	0
新堀町	1.00	0.00	0.0%	1,697	0
下阿内町	0.88	0.00	0.0%	343	0
力丸町	1.17	0.18	15.4%	776	119
徳丸町	0.38	0.16	43.6%	251	109
房丸町	0.49	0.25	51.1%	292	149
下川町	0.31	0.00	0.0%	1,567	0
小計（下川淵地区）	9.16	5.39	58.9%	9,311	576
天川大島町	2.08	0.00	0.0%	6,591	0
上大島町	1.06	0.00	0.0%	2,300	0
女屋町	0.78	0.00	0.0%	550	0
上長磯町	0.58	0.00	0.0%	703	0
東上野町	0.57	0.00	0.0%	256	0
野中町	0.82	0.00	0.0%	1,301	0
下長磯町	0.65	0.00	0.0%	655	0
小島田町	0.60	0.00	0.0%	440	0
駒形町	1.80	0.83	46.2%	6,949	3,212
下大島町	1.34	0.00	0.0%	3,133	0
下増田町	1.99	1.22	61.0%	865	528
小計（永明地区）	12.26	2.05	16.7%	23,743	3,739
合計	68.57	19.39	28.3%	57,141	14,954

## 公共交通不便地域人口算出（永明・上川淵・下川淵地区）修正後

添付②

	面積 (km <sup>2</sup> )	うち不便地域	不便地域割合	人口 (人)	不便地域人口
上佐烏町	1.64	0.00	0.0%	1,668	0
棚島町	0.47	0.00	0.0%	504	0
朝倉町	2.23	0.00	0.0%	4,699	0
後閑町	1.37	0.32	23.0%	1,032	237
下佐烏町	0.80	0.00	0.0%	583	0
宮地町	0.63	0.19	30.9%	719	222
西善町	2.25	2.25	100.0%	2,057	2,057
山王町	0.92	0.92	100.0%	4,028	4,028
中内町	0.81	0.81	100.0%	887	887
東善町	0.90	0.83	92.1%	1,522	1,402
広瀬町	0.85	0.42	49.1%	6,195	3,042
小計（上川淵地区）	12.87	5.73	44.6%	23,894	11,875
公田町	1.22	0.29	23.7%	854	202
横手町	0.79	0.00	0.0%	874	0
亀里町	2.31	0.00	0.0%	1,928	0
鶴光路町	0.61	0.00	0.0%	822	0
新堀町	1.00	0.00	0.0%	1,670	0
下阿内町	0.88	0.00	0.0%	340	0
力丸町	1.17	0.67	57.3%	770	441
徳丸町	0.38	0.31	83.2%	246	205
房丸町	0.49	0.27	55.1%	288	159
下川町	0.31	0.00	0.0%	1,557	0
小計（下川淵地区）	9.16	7.28	79.5%	9,349	1,007
天川大島町	2.08	0.00	0.0%	6,529	0
上大島町	1.06	0.00	0.0%	2,317	0
女屋町	0.78	0.00	0.0%	557	0
上長磯町	0.58	0.00	0.0%	697	0
東上野町	0.57	0.00	0.0%	251	0
野中町	0.82	0.00	0.0%	1,298	0
下長磯町	0.65	0.00	0.0%	659	0
小島田町	0.60	0.00	0.0%	419	0
駒形町	1.80	0.83	46.2%	6,913	3,195
下大島町	1.34	0.00	0.0%	3,093	0
下増田町	1.99	1.22	61.0%	849	518
小計（永明地区）	12.26	2.05	16.7%	23,582	3,713
合計	68.57	24.38	35.6%	56,825	16,595

令和7年6月3日

(名称) 前橋市地域公共交通活性化協議会

<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
前橋市地域公共交通計画P147～ P149参照
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
前橋市地域公共交通計画 P99 参照
(1) 事業の目標
<b>城南あおぞら号</b>
◆運行実績
> 令和6年度 (R5年10月～R6年9月)
①路線延べ利用者数……………2, 212人
②1日平均利用者数……………約7.1人
> 令和7年度見込 (R6年10月～R7年9月)
①路線延べ利用者数……………2, 426人 (上半期実績1, 213人×2)
②1日平均利用者数……………約7.6人
◆事業の目標
> 令和8年度 (R7年10月～R8年9月)
①路線の年間延べ利用者数……………2, 600人
②1日平均利用者数……………約8.3人
③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%
> 令和9年度 (R8年10月～R9年9月)
①路線の年間延べ利用者数……………2, 800人
②1日平均利用者数……………約8.9人
③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%
> 令和10年度 (R9年10月～R10年9月)
①路線の年間延べ利用者数……………3, 000人
②1日平均利用者数……………約9.6人
③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%
※全バス停の内乗換えポイントの利用率実績は、全体の33.5%であった(令和6年度)。
※年間延べ利用者数について前年度実績×1.1で計算したものを10の位で切り捨て、もしくは切り上げそこから1日平均利用者数を算出。
(例) 令和8年度目標の算出方法
<u>前年度上半期実績 1213人</u> ×2×1.1=2668.6≒2600
(令和7年度年間実績想定)

**広瀬線**

## ◆運行実績

> 令和7年度見込（R6年10月～R7年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………20,650人
- ②1日平均利用者数……………約56人
- ③1便平均利用者数……………約5.7人

## ◆事業の目標

> 令和8年度（R7年10月～R8年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………20,910人
- ②1日平均利用者数……………約57人
- ③1便平均利用者数……………約5.7人

> 令和9年度（R8年10月～R9年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………21,250人
- ②1日平均利用者数……………約58人
- ③1便平均利用者数……………約5.8人

> 令和10年度（R9年10月～R10年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………21,590人
- ②1日平均利用者数……………約59人
- ③1便平均利用者数……………約5.9人

※令和7年度見込については、令和6年10月～令和7年3月の利用実績値（10,327人）を2倍に掛けて算出。

$$10,327 \text{ 人} \times 2 = 20,654 \text{ 人} \approx 20,650 \text{ 人}$$

（10の位で切り捨て、そこから1日平均利用者、1便平均利用者を算出。）

※これまでの利用実績や周辺環境の変化を考慮し、令和6年4月より運行の最適化を図った結果、平日運行回数を減らし、休止していた土日祝日の運行再開となった。スーパーなどのショッピング施設を経由する経路へ変更となり、買い物等のニーズを満たすことで利用者からは使いやすくなったという声も聞こえる。今後も継続して周知活動を行うことで、より地域に根差した路線を目指す。

**（2）事業の効果**

城南あおぞら号及び広瀬線を維持・活性化することにより、車を持たない高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、城南地区、上川淵地区、下川淵地区、並びに永明地区と中心市街地を結ぶバス路線や鉄道と連携することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

前橋市地域公共交通計画 P147～ P149 参照

(1) 城南あおぞら号

- ・地元のニーズを反映させたバス停の見直し。(運営委員会、前橋市)
- ・運行に関する情報を伝える広報誌の作成及び城南地区内全戸回覧(運営委員会、前橋市)
- ・お得な回数券の継続発行(運営委員会、運行事業者、前橋市)
- ・運賃割制度など利用促進策の検討・実施(運営委員会、運行事業者、前橋市)

(2) 広瀬線

- ・運行に関する情報を伝える広報誌の作成及び配布(日本中央バス)
- ・GTFS データを活用したバス位置情報の発信等(日本中央バス)
- ・バスガイドの添乗による乗降案内(日本中央バス)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表 1 のとおり。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(1) 城南あおぞら号

その運行に係る費用総額 8,900,000 円のうち、前橋市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

(2) 広瀬線

その運行に係る費用総額 9,115,288 円(見込)のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分については運行事業者が負担することとしている。

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

(1) 城南あおぞら号

配車システムより利用実績を抽出する。

(2) 広瀬線

ドライバーによるカウントを行う(ICカード乗降データでODを把握する)。

## 7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

## 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

## 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和元年12月19日  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）開催  
城南地区地域内交通のプレ運行開始について協議
- ・令和2年7月21日（第1回）《書面協議》  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和2年7月29日回答期限  
（令和2年7月29日 委員18名中17名の承認を得て可決）
- ・令和2年9月17日（第2回）《書面協議》  
城南地域内交通の本格運行への移行について協議
- ・令和3年6月4日（第1回）《書面協議》  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和3年6月25日回答期限  
（令和3年6月25日 委員18名中17名の承認を得て可決）
- ・令和4年6月10日（第1回）《書面協議》  
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和4年6月24日回答期限  
（令和4年6月24日 委員22名中18名の承認を得て可決）
- ・令和5年5月29日  
前橋市地域公共交通再生協議会開催  
前橋市公共交通計画への前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画事業の位置付け（城南あおぞら号）について協議  
（令和5年5月29日 委員21名中19名の承認を得て可決）
- ・令和5年6月21日（第2回）《書面協議》  
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和5年6月29日回答期限  
（令和5年6月29日 委員21名中20名の承認を得て可決）
- ・令和6年2月21日（第3回）  
前橋市公共交通計画への前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画事業の位置付けについて協議  
（令和6年2月21日 委員20名中19名の承認を得て可決）
- ・令和6年5月21日（第1回）  
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域公共交通計画の認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和6年5月30日回答期限  
（令和6年5月30日 委員21名の承認を得て可決）
- ・令和6年6月1日  
前橋市地域公共交通再生協議会と前橋市地域公共交通会議を統合し、前橋市地域公共交通活性化協議会となる。
- ・前橋市地域公共交通活性化協議会《書面協議》  
地域公共交通確保維持改善事業における前橋市地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価について協議  
（令和7年1月29日 委員24名の承認を得て可決）
- ・令和7年5月27日  
前橋市地域公共交通活性化協議会として、前橋市地域公共交通計画の認定申請を行うこと、及びその内容について協議  
（令和7年5月27日 委員27名の承認を得て可決）

## 19. 利用者等の意見の反映状況

前橋市交通政策課は運営委員会の事務局を務めており、地域住民の代表である運営委員会及び城南地区自治会連合会や運行事業者と密な協議を重ね、主な利用者となっている地域住民の意見を随時反映させながらフィードバックシステムの利便性向上の検討を行っている。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所）群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

（所属）前橋市未来創造部交通政策課

（氏名）吉澤

（電話）027-898-5939

（e-mail）maebashikoutsuu@gmail.com

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和8年 月 日変更

(名称) 前橋市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
前橋市地域公共交通計画P147～ P149参照
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
前橋市地域公共交通計画 P99 参照
<p>(1) 事業の目標</p> <p><b>城南あおぞら号</b></p> <p>◆運行実績</p> <p>&gt; 令和6年度 (R5年10月～R6年9月)</p> <p>①路線延べ利用者数……………2, 212人</p> <p>②1日平均利用者数……………約7.1人</p> <p>&gt; 令和7年度見込 (R6年10月～R7年9月)</p> <p>①路線延べ利用者数……………2, 426人 (上半期実績1, 213人×2)</p> <p>②1日平均利用者数……………約7.6人</p> <p>◆事業の目標</p> <p>&gt; 令和8年度 (R7年10月～R8年9月)</p> <p>①路線の年間延べ利用者数……………2, 600人</p> <p>②1日平均利用者数……………約8.3人</p> <p>③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%</p> <p>&gt; 令和9年度 (R8年10月～R9年9月)</p> <p>①路線の年間延べ利用者数……………2, 800人</p> <p>②1日平均利用者数……………約8.9人</p> <p>③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%</p> <p>&gt; 令和10年度 (R9年10月～R10年9月)</p> <p>①路線の年間延べ利用者数……………3, 000人</p> <p>②1日平均利用者数……………約9.6人</p> <p>③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%</p> <p>※全バス停の内乗換えポイントの利用率実績は、全体の33.5%であった(令和6年度)。</p> <p>※年間延べ利用者数について前年度実績×1.1で計算したものを10の位で切り捨て、もしくは切り上げそこから1日平均利用者数を算出。</p> <p>(例) 令和8年度目標の算出方法</p> <p><u>前年度上半期実績 1213人</u>×2×1.1=2668.6≒2600</p> <p>(令和7年度年間実績想定)</p>

**広瀬線**

## ◆運行実績

> 令和7年度見込（R6年10月～R7年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………20,650人
- ②1日平均利用者数……………約56人
- ③1便平均利用者数……………約5.7人

## ◆事業の目標

> 令和8年度（R7年10月～R8年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………20,910人
- ②1日平均利用者数……………約57人
- ③1便平均利用者数……………約5.7人

> 令和9年度（R8年10月～R9年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………21,250人
- ②1日平均利用者数……………約58人
- ③1便平均利用者数……………約5.8人

> 令和10年度（R9年10月～R10年9月）

- ①路線の延べ利用者数……………21,590人
- ②1日平均利用者数……………約59人
- ③1便平均利用者数……………約5.9人

※令和7年度見込については、令和6年10月～令和7年3月の利用実績値（10,327人）を2倍に掛けて算出。

$$10,327 \text{ 人} \times 2 = 20,654 \text{ 人} \approx 20,650 \text{ 人}$$

（10の位で切り捨て、そこから1日平均利用者、1便平均利用者を算出。）

※これまでの利用実績や周辺環境の変化を考慮し、令和6年4月より運行の最適化を図った結果、平日運行回数を減らし、休止していた土日祝日の運行再開となった。スーパーなどのショッピング施設を経由する経路へ変更となり、買い物等のニーズを満たすことで利用者からは使いやすくなったという声も聞こえる。今後も継続して周知活動を行うことで、より地域に根差した路線を目指す。

**（2）事業の効果**

城南あおぞら号及び広瀬線を維持・活性化することにより、車を持たない高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、城南地区、上川淵地区、下川淵地区、並びに永明地区と中心市街地を結ぶバス路線や鉄道と連携することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<p>前橋市地域公共交通計画 P147～ P149 参照</p> <p>(1) 城南あおぞら号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元のニーズを反映させたバス停の見直し。(運営委員会、前橋市)</li> <li>・運行に関する情報を伝える広報誌の作成及び城南地区内全戸回覧(運営委員会、前橋市)</li> <li>・お得な回数券の継続発行(運営委員会、運行事業者、前橋市)</li> <li>・運賃割制度など利用促進策の検討・実施(運営委員会、運行事業者、前橋市)</li> </ul> <p>(2) 広瀬線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行に関する情報を伝える広報誌の作成及び配布(日本中央バス)</li> <li>・GTFS データを活用したバス位置情報の発信等(日本中央バス)</li> <li>・バスガイドの添乗による乗降案内(日本中央バス)</li> </ul>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</b>
<p>別添の表1のとおり。</p>
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
<p>(1) 城南あおぞら号</p> <p>その運行に係る費用総額 8,900,000 円のうち、前橋市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>(2) 広瀬線</p> <p>その運行に係る費用総額 9,115,288 円(見込)のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分については運行事業者が負担することとしている。</p>
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>
<p>(1) 城南あおぞら号</p> <p>配車システムより利用実績を抽出する。</p> <p>(2) 広瀬線</p> <p>ドライバーによるカウントを行う(ICカード乗降データでODを把握する)。</p>
<b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
<p>該当なし</p>
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
<p>該当なし</p>
<b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
<p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和元年12月19日  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）開催  
城南地区地域内交通のプレ運行開始について協議
- ・令和2年7月21日（第1回）《書面協議》  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和2年7月29日回答期限  
（令和2年7月29日 委員18名中17名の承認を得て可決）
- ・令和2年9月17日（第2回）《書面協議》  
城南地域内交通の本格運行への移行について協議
- ・令和3年6月4日（第1回）《書面協議》  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和3年6月25日回答期限  
（令和3年6月25日 委員18名中17名の承認を得て可決）
- ・令和4年6月10日（第1回）《書面協議》  
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和4年6月24日回答期限  
（令和4年6月24日 委員22名中18名の承認を得て可決）
- ・令和5年5月29日  
前橋市地域公共交通再生協議会開催  
前橋市公共交通計画への前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画事業の位置付け（城南あおぞら号）について協議  
（令和5年5月29日 委員21名中19名の承認を得て可決）
- ・令和5年6月21日（第2回）《書面協議》  
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和5年6月29日回答期限  
（令和5年6月29日 委員21名中20名の承認を得て可決）
- ・令和6年2月21日（第3回）  
前橋市公共交通計画への前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画事業の位置付けについて協議  
（令和6年2月21日 委員20名中19名の承認を得て可決）
- ・令和6年5月21日（第1回）  
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域公共交通計画の認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和6年5月30日回答期限  
（令和6年5月30日 委員21名の承認を得て可決）
- ・令和6年6月1日  
前橋市地域公共交通再生協議会と前橋市地域公共交通会議を統合し、前橋市地域公共交通活性化協議会となる。
- ・前橋市地域公共交通活性化協議会《書面協議》  
地域公共交通確保維持改善事業における前橋市地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価について協議  
（令和7年1月29日 委員24名の承認を得て可決）
- ・令和7年5月27日  
前橋市地域公共交通活性化協議会として、前橋市地域公共交通計画の認定申請を行うこと、及びその内容について協議  
（令和7年5月27日 委員27名の承認を得て可決）

・令和8年6月3日

前橋市地域公共交通活性化協議会を開催し、交通不便地域の指定を受けること（玉村町たまりん北コース運行終了）、令和8年前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更認定申請を行うこと、令和9年前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し認定申請を行うこと、及びこれらの内容について協議（令和8年6月3日 委員 名の承認を得て可決）

#### 19. 利用者等の意見の反映状況

前橋市交通政策課は運営委員会の事務局を務めており、地域住民の代表である運営委員会及び城南地区自治会連合会や運行事業者と密な協議を重ね、主な利用者となっている地域住民の意見を随時反映させながらフィーダー系統の利便性向上の検討を行っている。

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

（所 属）前橋市都市計画部交通政策課

（氏 名）田島

（電 話）027-898-6238

（e-mail）maebashikoutsuu@gmail.com

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

## 顛末書

協議会名 前橋市地域公共交通活性化協議会  
住 所 前橋市大手町二丁目12番1号  
会長 吉田 樹

令和8年度地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金において、計画変更届出書の提出が遅滞したことについて、その原因と対応及び今後の対策を下記の通りご報告いたします。

### 記

#### 1 原因

交通不便地域から除外する条件の1つに、玉村町たまりん北コースの停留所から半径1キロ以内という条件があったが、当該路線が令和6年9月30日で運行終了していたことを把握していなかったため。

(交通不便地域の指定に関して、前橋市上川淵地区及び下川淵地区のうち、玉村町たまりん北コースの停留所から半径1キロ圏内の区域を除外していた。令和6年9月30日をもって玉村町たまりん北コースは運行終了していたが、これを知得することができなかった。令和8年3月9日に開催された前橋市地域公共交通活性化協議会において、委員より玉村町たまりんは運行終了している旨の指摘があり、交通不便地域の再指定申請が必要となった。当局に確認したところ、本来であれば令和7年6月の協議会で協議すべきではあったものの、本質的な影響はないことから、令和8年6月の協議会において協議し申請するよう指示をいただき本申請をするに至った)

#### 2 対応

令和8年 月 日に、関東運輸局に対し計画変更届出書を提出。

#### 3 今後の対策

運行終了する路線があった場合、隣接自治体が所管する路線であっても、補助金申請計画に影響がないかどうか検討する。計画変更が生じる場合は、事前に当局へ確認するとともに計画変更届出書の提出が必要である旨を担当者間で周知徹底し、再発を防ぐこととしたい。

以上